

特定非営利活動法人 二十一世紀教育研究所 定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人二十一世紀教育研究所と称する。
この法人の英文名は、 The Institute of Education for the 21st century とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。
2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を千葉県市川市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、すべての個人と社会に対して、以下の目的にそった事業を行い、21世紀における子どもたちの豊かな成長環境の整備に寄与する。
(1)子どもたちを取り巻く社会環境および教育現場に関する幅広い情報を国内外から収集、研究し、社会に発信するとともに、個別のニーズに応じ提供する。
(2)すべての子どもたちにとって、多様で豊かな学びと成長が実現されるよう幅広く支援する。
(3)21世紀に向け、人と人との豊かな出会いと支え合いによる社会の実現を目指し、産官学民の参加によるネットワーク活動をコーディネートする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
(1)社会教育の推進を図る活動。
(2)人権の擁護または平和の推進を図る活動。
(3)男女共同参画社会の形成の促進を図る活動。
(4)子どもの健全育成を図る活動。
(5)以上の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。
(1)国内外の子ども支援活動を行う個人、団体との交流、情報交換、ネットワークづくり。
(2)子ども支援活動を行う個人、団体を支援するためのネットワーク活動。
(3)情報提供含めた幅広い相談活動。
(4)講演会、セミナー、シンポジウム、ワークショップ等の開催および啓発的活動。
(5)調査研究の計画・実施および国内外の情報収集。
(6)調査研究結果の公開および書籍、印刷物等の企画、編集、出版。
(7)その他第3条の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は次のとおり定めるものとする。なお、運営会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の正社員とする。
(1)一般会員：この法人の目的に賛同し、この法人の活動に参加および支援することを目的として入会した個人または団体。なお、総会における議決権は有しない。
(2)運営会員：この法人の目的に賛同し、この法人の活動および運営に積極的に参加・支援することを目的として入会した個人または団体。なお、総会における議決権を有する。
2 この定款に定める以外の会員に関する規定は総会で別に定めるものとする。

(入 会)

第7条 この法人の会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会手続にもとづき、入会申込書を代表理事に提出するものとする。なお、運営会員については、理事会の承認を持って入会手続

きの完了とする。

- 2 代表理事は、第 1 項の申込者の入会を承認しないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 3 会員の期間は事業年度と同じく毎年 4 月 1 日より翌年 3 月末日までとし、中途入会の場合も同様に 3 月末日を更新時期とする。

(会 費)

- 第 8 条 会員は、総会において別に定める年会費を、入会時および更新時に納入しなければならない。
- 2 会員が納入した年会費およびその他の拠出金品は、その理由の如何を問わず返還しない。

(退 会)

- 第 9 条 会員は、理事会が別に定める退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

(会員の資格の喪失)

- 第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1)死亡または失踪宣告を受けたとき。
- (2)会員である企業・団体等が消滅したとき。
- (3)破産宣告を受けたとき。
- (4)会費を 1 年以上滞納したとき。
- (5)除名されたとき。

(除 名)

- 第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決によりこれを除名することができる。
- (1)この法人の名誉を著しく傷つけるか、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき。
 - (2)この法人の定款または規定に違反したとき。

第 3 章 役 員

(種類及び定数)

- 第 12 条 この法人に次の役員を置く。
- (1)理事 5 名以上 15 名以内。
 - (2)監事 1 名以上 2 名以内。
- 2 理事のうち、1 名を代表理事とし、必要に応じ、理事会の議決を経て、2 名以内の副代表理事、2 名以内の常務理事をおくことができる。

(選任等)

- 第 13 条 理事および監事は、運営会員（法人または団体の場合、その代表者 1 名）の中から総会の議決により選任する。
- 2 代表理事、副代表理事および常務理事は理事会において互選する。
 - 3 総会が招集されるまでに、補欠または増員のために理事および監事を緊急に選任する必要がある場合には、理事会の議決により、仮にこれを選任することができる。このとき、当該理事会開催後、最初に開催する総会において承認を得なければならない。
 - 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等内の親族が一人をこえて含まれ、または、当該役員並びに、その配偶者および三親等内の親族が役員総数の 3 分の 1 を越えてふくまれることになってはならない。
 - 5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職 務)

- 第 14 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、または代表理事が欠けたときは代表理事のあらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 3 常務理事は、理事会の議決に基づいて、この法人の常務を処理する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、および総会または理事会の議決に基づいて、この法人の業務を執行する。

- 5 監事は次に掲げる職務を行う。
- (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2)この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3)理事の業務執行またはこの法人の財産の状況について、不正の行為または法令にもしくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときには、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4)前号の報告をするために必要があるときには、総会を招集すること。
 - (5)理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

- 第 15 条 役員任期は、2 年とする。ただし再任は妨げない。
- 2 欠員の補充または増員による任期途中からの役員任期は、所定の任期の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任または任期満了の場合においても、第 12 条に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまで なおその任にあたるものとする。

(欠員補充)

- 第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第 17 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その役員に事前に弁明の機会を与えたうえで、総会の議決により解任することができる。
- (1)心身の故障等により職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬)

- 第 18 条 役員はその総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 報酬の額その他の必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。
 - 3 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第 4 章 総会

(種別)

- 第 19 条 この法人の総会は通常総会および臨時総会とする。

(構成)

- 第 20 条 総会は、運営会員をもって構成する。

(開催)

- 第 21 条 通常総会は、毎年 1 回、会計年度終了後に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
 - (1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2)運営会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (3)監事が、第 14 条第 5 項第 4 号に基づいて招集するとき。

(招集)

- 第 22 条 総会は、監事が請求した場合を除いて、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は前条の規定による請求があった場合、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、代表理事は、会議を構成する運営会員に対して、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した通知を、少なくとも 7 日前までに発信しなければならない。

(議長)

- 第 23 条 通常総会の議長は代表理事が指名するものとし、臨時総会の議長は、その会議に出席した運営会員の中から選任する。

(機能)

第 24 条 総会は、この定款に規定するもののほか、以下の事項について議決する。

- (1)定款の変更。
- (2)解散及び合併。
- (3)事業計画および収支予算ならびにその変更。
- (4)事業報告および収支決算。
- (5)役員を選任又は解任、職務及び報酬。
- (6)会費の額。
- (7)事務局の組織および運営。
- (8)その他運営に関する重要事項

(定足数)

第 25 条 総会は運営会員の過半数の出席をもって成立する。

(議決)

第 26 条 総会の議決事項は、第 22 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

(書面表決等)

第 27 条 総会における運営会員の議決権は、個人、団体および会費の納入額に拠ることなく、1 会員 1 票とする。

- 2 総会に出席しない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または出席する運営会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前号の場合において、当該運営会員は総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について特別の利害関係を有する運営会員はその議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなくてはならない。

- (1)日時および場所。
 - (2)運営会員の現在総数、出席者数および出席者氏名。
(書面表決者および表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3)審議事項および議決事項。
 - (4)議事の経過の概要およびその結果。
 - (5)議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、書名、押印をしなければならない。

第 5 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は理事をもって構成する。

(機能)

第 30 条 理事会はこの定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1)総会に付議すべき事項。
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3)その他この法人の業務の執行に関する事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1)代表理事が必要と認めたとき。
- (2)理事会現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を示して請求があったとき。

(招 集)

第 32 条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、代表理事は、各理事に対して、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した通知を、少なくとも 7 日前までに発信しなければならない。

(議 長)

第 33 条 理事会の議長は代表理事、または代表理事の指名する理事がこれに当たる。

(定足数等)

第 34 条 理事会には第 25 条から第 28 条までの規定を準用する。この場合、これらの条文中「総会」および「運営会員」とあるのはそれぞれ「理事会」および「理事」と読み替えるものとする。

第 6 章 顧問

(設 置)

第 35 条 この法人には、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の承認を得て、代表理事がこれを任命する。
- 3 顧問は役員を兼ねることはできない。

(任期および解任)

第 36 条 顧問の任期は、これを定めない。

- 2 顧問には、第 17 条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「顧問」と読み替える。

(報 酬)

第 37 条 顧問は無報酬とする。

- 2 顧問には費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職 務)

第 38 条 顧問は、理事会および事務局を補佐し、この法人の事業の実施に必要な事項の企画および調整を円滑に遂行するため、それぞれの専門的立場から助言、提案をする。

- 2 日常業務の遂行に関して、理事または事務局の要請により、直接活動に参加することができる。

第 7 章 専門委員

(設 置)

第 39 条 この法人は、専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は理事会の承認を得て、代表理事が任命する。
- 3 専門委員は役員を兼ねることはできない。

(任期および解任)

第 40 条 専門委員の任期は、これを定めない。

- 2 専門委員には、第 17 条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「専門委員」と読み替える。

(報 酬)

第 41 条 専門委員は無報酬とする。

- 2 専門委員には費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職 務)

- 第 42 条 専門委員は、理事会、事務局を補佐し、この法人の事業の実施に必要な事項の企画を立案し、その実現に向けて具体的な作業を担うものとする。
- 2 専門委員は、事業内容に応じた専門部会を構成することができる。

第 8 章 資産および会計

(資産の構成)

- 第 43 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産。
 - (2) 会費。
 - (3) 寄付金品。
 - (4) 事業に伴う収入。
 - (5) 資産から生ずる収入。
 - (6) その他の収入

(資産の区分)

- 第 44 条 この法人の資産は、すべて特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

- 第 45 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。
- 2 この法人の資産を処分する場合は、総会において出席した運営会員の過半数の議決をもって行う。

(会計の原則)

- 第 46 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

- 第 47 条 この法人の会計は、すべて特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画および収支予算)

- 第 48 条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会において出席した運営会員の過半数の議決をもって成立する。
- 2 事業計画および収支予算を変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

- 第 49 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告および収支決算)

- 第 50 条 この法人の事業報告および収支決算は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、財産目録、貸借対照表とともに、監事の監査を受け、総会において出席した運営会員の過半数の議決をもって承認される。
- 2 この法人の収支決算に剰余金があるときは翌年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

- 第 51 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 9 章 解散および残余財産の処分

(解 散)

- 第 52 条 この法人は、次に掲げる事項により解散する。
- (1) 総会の決議。
 - (2) 目的とする特定非営利活動に関する事業の成功の不能。
 - (3) 正会員の欠亡。

- (4)合併。
- (5)破産。
- (6)所轄庁による設立認証の取り消し
- 2 前項第1号の規定に基づいて解散するときは、総会において出席した運営会員総数の4分の3以上の承諾を得なくてはならない。
- 3 第1項第2号の規定に基づいて解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(清算人の選任)

第53条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の処分)

第54条 この法人の解散に伴う残余財産は、総会において出席した運営会員の4分の3以上の議決を経て、この法人の目的に類似の目的を有する次にあげる組織および法人に寄付するものとする。

- (1)他の特定非営利活動法人

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席した運営会員の4分の3以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第56条 この定款の変更は、法第25条第3項に規定する軽微な事項に関する定款の変更を除き、総会において出席した運営会員の4分の3以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、法人のホームページ含む掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

第12章 事務局

(設置)

第58条 この法人の事務を処理するため、事務局をおく。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第59条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織および運営)

第60条 事務局の組織および運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第13章 雑則

第61条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立した日から施行する。
- 2 この法人設立当初の役員は、別表のとおりとする。

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、法人成立の日から 2001 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 48 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 51 条の規定にかかわらず、この法人成立の日から 2000 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の 2001 年度以降の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 年会費

| | | | | | | |
|------|----|----------|--------|-------|----------|--------|
| 一般会員 | 個人 | 10,000 円 | (五口以上) | 団体・法人 | 10,000 円 | (十口以上) |
| 運営会員 | 個人 | 10,000 円 | (五口以上) | 団体・法人 | 10,000 円 | (十口以上) |

※一般会員、運営会員とも会費は同額。入会の際に任意に選択することができる。
なお、運営会員は理事会の承認をもって入会とする。
- 7 2001 年 6 月 8 日一部改訂
2003 年 6 月 14 日一部改訂
2007 年 8 月 17 日一部改訂

別表 設立当初の役員

| 役職名 | 氏名 |
|------|-------|
| 代表理事 | 加藤 彰彦 |
| 理事 | 河合 洋 |
| 同 | 佐々木 賢 |
| 同 | 田村 尚 |
| 同 | 永田 實 |
| 同 | 藤田 幸久 |
| 同 | 山中 祥弘 |
| 同 | 一色 真司 |
| 監事 | 佐藤 将 |

